

1. 事業の必要性・概要

大型哺乳類の生息地である国立公園や国指定鳥獣保護区等では、近年、シカによる自然植生への食害が著しく、高山植物群落のお花畑の消失や湿原植生の衰退に留まらず、自然林にも深刻な影響を及ぼしている。この状況が続けば国立公園等の自然風景地の価値や魅力の低下、生物多様性が低下するだけでなく、食害と踏み荒らしにより土砂崩壊が始まるなど国土の保全上も一刻の猶予もならない状況となっている。

このことから、国立・国定公園内の生態系の維持回復のための予防的・総合的な制度的枠組みとして、平成21年度の自然公園法改正により「生態系維持回復事業」を導入したところである。生態系への被害が生じている国立公園等において予防的・順応的な対策を講じるため、シカの生態調査、捕獲手法の検討を行いシカによる被害を軽減させる観点から生態系維持回復事業計画等を策定するものである。

2. 事業計画

(年度)

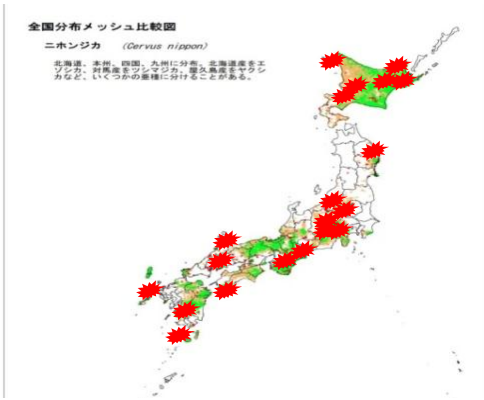
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
南アルプス地域高山植物等被害防止対策事業			→				
屋久島地域森林生態系保全対策事業				→			
国立公園内における大型獣に関する生態系維持回復事業推進費 (22年度開始1地域) (23年度開始2地域)	←	←			→		
国指定鳥獣保護区保護管理推進事業 (22年度開始1地域) (新規1地域)	←				→		

3. 施策の効果

生態系への被害が生じている国立公園等において予防的・順応的な対策を講じるため、シカの生態調査、捕獲手法の検討を行いシカによる被害を軽減させる観点から生態系維持回復事業計画等を策定し、健全な生態系の回復を図ることに貢献する。

国立公園等における大型獣との共生推進費

被害確認されている国立公園



★ シカ被害が発生している国立公園

- ・利尻礼文サロベツ ◎知床 ・大雪山 ・支笏洞爺 ○阿寒 ・釧路湿原
- ・陸中海岸 ・日光 ◎尾瀬 ○秩父多摩甲斐 ・富士箱根伊豆 ◎南アルプス
- ・伊勢志摩 ○吉野熊野 ・大山隠岐 ・瀬戸内海 ・足摺宇和海 ・西海
- ◎霧島屋久

- ◎生態系維持回復事業策定もしくは24年度までに策定国立公園
- 国立公園等における大型獣との共生推進費
- ・未実施の国立公園

全国29国立公園のうち19公園で被害が発生。
全国的な問題となっている。

国立公園等におけるシカ被害とは



- ・シカの食害による国立公園の生態系や景観資源の劣化、衰退。
- ・国立公園の生態系や景観資源は国民より信託された財産であり、公的責任において保全しなければならない。
- ・シカによる食害に対して従来の国立公園の保護の仕組みでは人間活動の直接的な影響を極力抑制する仕組みであるため、必ずしも対応できない事態
- ・迅速かつ予防的な対策を講じることによる国立公園の保護を行わなければならない。

生態系維持回復事業計画を策定し、生態系への被害を軽減することが必要